

指定給水装置工事事業者の更新の案内

2020. 04. 01

大山崎町 環境事業部 上下水道課

上記の更新をされる方は、以下の手続きを行ってください。

○ 届け出書類

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)(第18条関係)
※電話番号、FAX番号、E-mailも記入してください。
2. 誓約書(様式第2)(第18条関係及び第34条関係)
3. 機械器具調書(別表)(第18条関係)
4. 確認事項調査票(別紙1)(任意)

○ 添付書類

5. (法人の場合): 法人の登記事項証明書
法人の定款等の写し

(個人の場合): 住民票の写し

6. 給水装置工事主任技術者免状の写し
7. 受講証・修了証・資格証の写し(任意)

- 更新手数料 指定証交付時に 15,000円 支払ってください。

- 受付の時期 年末年始を除く、月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
午前9時～12時 午後1時～午後4時
申請は、事前に予約してからお越しください。
(TEL: 075-956-2101 / E-mail: josui@town.oyamazaki.lg.jp)

- 指定給水装置工事事業者証の交付
申請内容が指定基準に適合していれば、三ヶ月以内に交付されます。
※ 指定証の受取時に、認め印・旧指定証(原本)をご持参ください。